牛脊柱の喫食（ばく露）状況に係る情報収集について（案）

平成 27 年 12 月 18 日付けで厚生労働省より食品健康影響評価の要請のあった SRM 範囲の見直しについては、第 131 回プリオン専門調査会（令和６年６月 27 日開催）における調査審議の結果、脊柱の背根神経節（DRG）に蓄積する異常プリオンたん白質をハザードとして特定し、ハザードの特性評価、ばく露評価を実施した上で総合的なリスク判定を行うことが了承されたところ。

この中で、脊柱のばく露評価を実施するに当たっては、脊柱の使用実態・喫食（ばく露）状況について確認する必要があると考えるが、平成 15 年に厚生労働省が実施した脊柱の使用実態の調査[1]以降、利用可能なデータが入手できない。

そのため、当時の状況の再確認を含め、現在の使用実態等を確認するためにリスク管理機関へ補足資料の提出を要求してはいかがか。

その場合、リスク管理機関への問い合わせに必要と考えられる情報等として、以下の内容についてご意見を伺いたい。

【リスク管理機関への確認事項（案）】

１．平成 15 年当時の状況について

規制前の各業種における脊柱の使用量、各協会及び組合における会員数等、当時の使用実態調査（参考資料４）以上の詳細な情報があれば、そのデータ。

２．脊柱規制以降の状況について

2004 年 2 月及び 2013 年 2 月に脊柱の SRM に関する規制の変更が行われているが、その前後での脊柱の流通（利用）実態の変化に関する情報。（参考としてこれまでの経緯について次頁に記載。）

３．現在の脊柱の利用状況について

・30 か月齢以下の脊柱について、現在の利用実態の有無。
・ある場合、どのような用途に利用されているのかについての情報。（ない場合は全て焼却されているという理解でよいか）
　- 用途については、平成 15 年調査当時と変化はあるか。
　- このうち、と畜場から供給されたものが人の口に入る用途としては、食肉（カット肉、食肉製品等の加工品の原料、飲食店で牛骨を利用する場合等も含む）並びに食肉処理場等から排出された脊柱を原料として製造されるゼラチン・コラーゲン及びエキス類でよいか。また、その用途ごとの割

[1] 平成 15 年に厚生労働省が牛脊柱を特定危険部位として取り扱うことについて食品安全委員会へ食品健康影響評価の要請をする前に実施。（参考資料４）

合（可能な場合は重量/年間）はどのくらいか。特に、30 か月齢以下の脊柱がそのまま（例えばＴボーンステーキ等）食されるもの、エキスとして使用されるものの割合※。

※ 30 か月齢以下の脊柱の利用実態がない場合には、平成 15 年調査当時のデータを要求する。

・現時点で、今般の諮問内容に関連した脊柱の利用に関する業界等からの要望の有無。

（参考）国内のＳＲＭの変遷

2001 年 10 月	・全月齢の牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄、扁桃及び回腸遠位部を SRM として指定。
2004 年 2 月	・全月齢の牛の脊柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）を SRM に追加。
2013 年 2 月	・脊柱のうち、月齢が 30 か月齢以下の牛の脊柱を SRM から除外し、頸椎、胸椎及び腰椎の横突起及び棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜並びに尾椎は SRM から除く見直しを実施。
2013 年 4 月	・SRM から 30 か月齢以下の牛の頭部（扁桃を除く。）及び脊髄を除外。
2015 年 3 月	・SRM から頭部の皮を除外。